**盛土規制法　手続の要否の判定フロー（土地の形質変更〈盛土・切土〉）**

いいえ

いいえ

土地の形質の変更（盛土・切土）※１を行う計画である

はい

はい

公共施設用地での工事である（注１）

いいえ

災害の発生のおそれがないと認められる工事である（注２）

（高さが２ｍ以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの　等）

はい

工事は、以下の①～⑤に該当する

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

□ ① 盛土で高さが２ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ② 切土で高さが５ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍ超の崖を生じる（①、②を除く）（　　　　ｍ）

□ ④ 盛土で高さが５ｍ超となる（①、③を除く）（　　　　ｍ）

□ ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超※２となる（①～④を除く）（　　　　㎡）

いいえ

はい

工事は、以下の➊～➎に該当する

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

□ ➊ 盛土で高さが１ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ➋ 切土で高さが２ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ➌ 盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の

崖を生じる（➊、➋を除く）（　　　　ｍ）

□ ➍ 盛土で高さが２ｍ超となる（➊、➌を除く）

（　　　　ｍ）

□ ➎ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超※２となる（➊～➍を除く）（　　　　㎡）

都市計画法の

開発許可が必要

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす

　中間検査・定期の報告

＊手続対象規模

はい

いいえ

はい

都市計画法の開発許可が必要

いいえ

許可申請手続が必要

　中間検査・定期の報告

＊手続対象規模

いいえ

工事を行う場所は、宅地造成等工事規制区域内である

はい

いいえ

手続不要

届出が必要

許可申請

手続が必要

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす

（届出したものとみなす）

はい

※１　通常の営農行為（注３）の範疇にある耕起等やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更に該当しない。

※２　盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注１・２・３について宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引きP1-13「1.8.2 第一編　規制対象外又は許可・届出が不要となる工事」を参照してください。